●週刊T&Amaster
☎0120-6021-86

商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html 立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta



今週の専門用語





□ 中小特定同族会社

平成19年度税制改正により、被支配会社のうち資本金1億円以下の会社(中小特定同族会社)は留保金課税の対象から除外された。中小企業は財務基盤がぜい弱というのがその理由だが、会計検査院によると、留保金課税の対象である特定同族会社1,445法人の平均純資産額及び平均自己資本比率の2指標をいずれも上回る中小特定同族会社は411法人ある。411法人は財務基盤が一定水準以上であるが、資本金が1億円以下であるため一律に留保金課税の対象から除外されている状況にある。



📖 モリテックス事件

会社と筆頭株主双方が役員選任議案を付議した株主総会で、会社が株主に500円分のクオカードを提供したことが会社法120条の利益供与の禁止に当たるかが争われた事件。東京地裁は、①正当な目的、②個々の金額の妥当性、③総額の相当性という3つの判断基準を示した上で、②③については、500円、総額452万円を「許容範囲内」としたものの、取締役が送付した葉書に「会社提案に賛同されたい」旨の記載があったことから①には抵触するとし、利益供与に該当するとした。



Ⅲ 適正手続保障違反

日本国憲法31条は「法定の手続の保障」を規定する。上告人は、憲法31条を具体化したものが国税通則法74条の11第2項の規定であるとする。同項は、「国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする。」と規定する。上告人は、「本件制裁処分は国税通則法74条の11第2項を無視しており、明白に違法なものである。」と主張する。



◆資産税調査事務におけるエリア一体的運営(本誌831号 参照)が拡大しているようだ。東京局は4エリア(甲府、 東京上野、江東、新宿)で実施していたエリア一体的運営 に品川、足立エリアを追加。また、内部事務集約化に伴 い、甲府エリア及び東京上野エリアの対象範囲を拡大す

る。◆大阪局も令和2事務年度において、姫路エリア及び葛城エリアを拡大したようだ。◆一方、名古屋局は法人課税部門(特官部門、特別調査担当)の調査事務充実に向け、広域運営対象署の事案については、広域運営中心署・対象署をエリア一体ととらえ、調査必要度の高い法人に対して適切に事務量を投下するとしている。 (TN)

週刊T&Amaster 第858号

2020年11月16日発行(毎週月曜発行)

【編 集 人】南舘茂雄

【発 行 人】村田幸雄

【発 行 所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販 売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp